

市第12号議案

横浜市地域ケアプラザ条例の一部改正

横浜市地域ケアプラザ条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年5月17日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市地域ケアプラザ条例の一部を改正する条例

横浜市地域ケアプラザ条例（平成3年9月横浜市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条第6項中「第2項」を「第3項」に、「別表第4」を「別表第5」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項中「前3項」を「第3項から第5項まで」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第4項を第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 第2項の規定により管理業務を一の指定管理者に行わせる場合には、前項の規定にかかわらず、市長は、第4項及び横浜市地区センター条例第5条第4項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、プラザ及び地区センターの設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認めたものを指定管理者として指定する。

第4条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、別表第4の左欄に掲げるプラザの同項各号に掲げる業務及び同表の右欄に掲げる地区センター（横浜市地区センター条例（昭和48年6月横浜市条例第46号）第1条第

1 項に規定する地区センターをいう。以下同じ。) の同条例第 5 条第 1 項各号に掲げる業務 (以下これらの業務を「管理業務」という。) は、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定により、一の指定管理者に行わせるものとする。

第 11 条第 1 項中「別表第 5」を「別表第 6」に改める。

第 12 条第 1 項中「別表第 4」を「別表第 5」に改める。

別表第 1 中

横浜市榎町地域ケアプラザ	を
横浜市榎町地域ケアプラザ 横浜市新羽地域ケアプラザ	に改める。

別表第 3 中

「横浜市柳町地域ケアプラザ」を  
「横浜市柳町地域ケアプラザ  
横浜市新羽地域ケアプラザ」に改める。

別表第 5 を別表第 6 とする。

別表第 4 中「第 4 条第 6 項」を「第 4 条第 8 項」に改め、同表横浜市港北区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会の項中「所在するプラザ」の次に「(横浜市新羽地域ケアプラザを除く。)」を加え、同項の次に次のように加え、同表を別表第 5 とする。

横浜市新羽地域ケアプラザ及び横浜市新羽コミュニティハウス指定管理者選定委員会	横浜市新羽地域ケアプラザ及び横浜市新羽コミュニティハウスの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
--	---

別表第 3 の次に次の 1 表を加える。

## 別表第4（第4条第2項）

プ ラ ザ	地 区 セ ン タ ー
横浜市新羽地域ケアプラザ	横浜市新羽コミュニティハウス

## 附 則

## （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1及び別表第3の改正規定は、規則で定める日から施行する。

## （準備行為）

- 2 前項ただし書に規定する規定の施行のために必要な準備行為は、同項ただし書に規定する規定の施行の日前においても行うことができる。

## 提 案 理 由

横浜市新羽地域ケアプラザを設置するとともに、同一の建物に設置される横浜市新羽コミュニティハウスと併せて一の指定管理者に管理を行わせるため、横浜市地域ケアプラザ条例の一部を改正したので提案する。

**参 考**

横浜市地域ケアプラザ条例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現 行）

（指定管理者の指定等）

第4条 （第1項省略）

2 前項の規定にかかわらず、別表第4の左欄に掲げるプラザの同項各号に掲げる業務及び同表の右欄に掲げる地区センター（横浜市地区センター条例（昭和48年6月横浜市条例第46号）第1条第1項に規定する地区センターをいう。以下同じ。）の同条例第5条第1項各号に掲げる業務（以下これらの業務を「管理業務」という。）は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、一の指定管理者に行わせるものとする。

$\frac{3}{2}$  （本文省略）

$\frac{4}{3}$  （本文省略）

$\frac{5}{4}$  （本文省略）

6 第2項の規定により管理業務を一の指定管理者に行わせる場合には、前項の規定にかかわらず、市長は、第4項及び横浜市地区センター条例第5条第4項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、プラザ及び地区センターの設置の目的を最も効果的に達成することができると認めたものを指定管理者として指定する。

7 第3項から第5項までの規定にかかわらず、指定管理者の指定  
5 前3項  
の期間の満了に伴い指定管理者を指定する場合で、指定管理者として指定されているもの（以下「現指定管理者」という。）から提出させた事業計画書その他規則で定める書類を審査し、かつ、

実績等を考慮して、現指定管理者が当該プラザの設置の目的を最も効果的に達成することができると思われるときは、現指定管理者を指定管理者として指定することができる。

8/6 市長は、第3項/第2項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、別表第5/別表第4の右欄に掲げる担当事務の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる指定管理者選定委員会（第12条第1項に規定する指定管理者選定委員会をいう。）の意見を聴かなければならない。

（目的外使用料）

第11条 別表第6/別表第5に掲げるプラザの施設を地方自治法第238条の4第7項の規定による許可を受けて使用する場合の使用料（以下「目的外使用料」という。）の額は、同表に定める額とする。

（第2項省略）

（指定管理者選定委員会）

第12条 別表第5/別表第4の右欄に掲げる担当事務を行うため、それぞれ同表の左欄に掲げる指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

（第2項及び第3項省略）

別表第1（第1条第2項）

名 称	位 置
(省 略)	
(省 略)	
横浜市榎町地域ケアプラザ	横浜市港北区

市第 12 号

<u>横浜市新羽地域ケアプラザ</u>
(省 略)
(省 略)

別表第 3 (第 2 条第 3 項及び第 4 項)

(省略)

横浜市柳町地域ケアプラザ

横浜市新羽地域ケアプラザ

(省略)

別表第 4 (第 4 条第 2 項)

プ ラ ザ	地 区 セ ン タ ー
横浜市新羽地域ケアプラザ	横浜市新羽コミュニティハウス

別表第 5 (第 4 条第 8 項、第 12 条第 1 項)  
別表第 4 (第 4 条第 6 項)

名 称	担 任 事 務
(省 略)	
横浜市港北区地域ケアプラザ指定 管理者選定委員会	港北区に所在するプラザ( <u>横浜市新羽地域ケアプラザ</u> を除く。)の指定管理者の候補者の選定等についての調 査審議に関する事務
<u>横浜市新羽地域ケアプラザ及び横 浜市新羽コミュニティハウス指定 管理者選定委員会</u>	<u>横浜市新羽地域ケアプラザ及び横浜市新羽コミュニテ ィハウスの指定管理者の候補者の選定等についての調査 審議に関する事務</u>
(省 略)	

別表第 6 (第 11 条第 1 項)  
別表第 5

(表省略)